



料理上手な食生活改善推進員のサポート付き！

夏休み



親子の料理教室

子どもでも安心！かんたんメニュー！！
親子でたのしく料理をしませんか♪



1 対象者 / 小学校1年生～6年生とその保護者

2 募集人数 / 15組 (先着順)

3 日時・場所 / 8月3日(金)10時～13時30分
氷川町公民館(調理室・和室)

4 内容 / ①学習会「食育のちから」
②調理実習「楽しく作れる簡単料理」
③昼食および交流会

5 持ってくるもの / 材料費 200円(保護者)
100円(こども)

エプロン、マスク、三角巾、ハンカチ、筆記用具

6 申込方法 / 電話、ファックス、メールなどでお申し込みください

7 締切 / 7月25日(水)17時まで

※子どもだけの参加はご遠慮ください。祖父母等の親族同伴でもOKですので必ず保護者同伴をお願いします。



【お申込・お問合せ先】

氷川町食生活改善推進員協議会事務局

氷川町役場健康センター 松本

TEL:52-7154 FAX:43-8550

メール:mr-184@hikawa.kumamoto.jp



8月から
70歳以上の人の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは
ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、世帯の所得などに応じて定められた上限額を超えた分を払い戻す制度です。事前に申請をし「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示すると、医療費負担の月額が上限額までとなります。

自己負担限度額の見直し
8月から自己負担限度額が次のとおり変わります。

①現役並み所得者
外来療養の自己負担限度額が廃止され、所得区分を細分化し各区分の限度額が設けられます。

②一般所得者
外来療養の自己負担限度額が、現行の1万4千円から1万8千円になります。

③割負担の人で医療費が高額になる場合は申請を
3割負担で下表の現役並み所得者ⅡおよびⅠに該当する人は、医療費が高額になる場合は健康福祉課または宮原振興局総務振興課で「限度額適用認定証」の交付手続きをお願いします。

所得区分	入院時の自己負担限度額(月額)	外来時の自己負担限度額(月額)	入院時の食事代(1食当たり)
現役並み所得者※①			
Ⅲ 住民税課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 多数回該当140,100円(※⑤)		460円
Ⅱ 住民税課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 多数回該当93,000円(※⑤)		
Ⅰ 住民税課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 多数回該当44,400円(※⑤)		
一般所得者(※②)	57,600円	18,000円 (年間144,000円) (※⑦)	過去12か月で90日までの入院210円 過去12か月で91日目からの入院160円(※⑥)
	多数回該当44,400円(※⑤)		
低所得者Ⅱ(※③)	24,600円	8,000円	
低所得者Ⅰ(※④)	15,000円	8,000円	100円

※① 145万円以上の課税所得がある後期高齢者医療被保険者がいる世帯内の被保険者全員
 ※② 現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人
 ※③ 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)
 ※④ 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円となる人(年金収入のみの場合は80万円以下の人)
 ※⑤ 過去12か月以内に外来と入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は多数回該当となり上限額が下がります。
 ※⑥ 入院期間が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。
 ※⑦ 8月1日から翌年7月31日までの期間の合計額に対する自己負担限度額

後期高齢者医療被保険者証(保険証)更新のお知らせ

現在お持ちの保険証(水色)の有効期限は7月31日(火)までです。新しい保険証は7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、8月1日からは新しい保険証(黄色)をお使いください。なお、現在お持ちの保険証は、8月1日以降に健康福祉課または宮原振興局総務振興課にお返しいただくか、各自で破棄してください。

一部負担金の割合

一部負担金の割合(病院などでの窓口負担)は右のとおりです。平成30年度の町民税の課税所得を基に判定しています。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者	3割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	1割



【お問い合わせ先】 健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852